

1 ■137■ 事実認定に関する諸原則

2 ◎事実認定に関し、3つの原則を憶えておこう。

3 ① ( ) 主義

4  
5 ② ( ) 責任は ( ) にある

6  
7 ③証明の程度は ( ) である。

8  
9 ◎まず自由心証主義について。

10 ・何条？

11  
12 ・裁量逸脱を防止する制度。一つ一つを簡単に説明せよ。

13  
14  
15  
16  
17  
18 ●裁判官が、証人の証言の信用性を判断する際には、その証人の公判廷での供述態度を考  
19 慮することができる。(司)

20 ●被告人の精神状態に関する精神医学者の意見が鑑定等として証拠となっている場合に  
21 は、その判断の前提となる生物学的、心理学的要素を裁判所が評価することが困難であ  
22 るため、その意見のとおり認定しなければならない。(司)

23  
24 ◎次に証明責任について。

25 \*定義は？

26  
27 \*刑事裁判において証明責任は誰にある？

28  
29  
30 ●被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡しをしなければならない  
31 が、被告事件が罪とならないときは、判決で公訴を棄却しなければならない。(司)

32  
33 ◎最後に証明基準について

34 \*「疑い」の意味は？

35  
36 ・「被告人が犯人の可能性が高いなあ」という意味の疑いはなんと呼ぶ？

37  
38 \*情況証拠による事実認定が問題になった事案で最高裁が述べたテーゼは？

39  
40  
41 \*証明基準につき、最高裁の定義は？

42  
43  
44 ●合理的な疑いを差し挟む余地がないというのは、反対事実が存在する疑いを全く残さな  
45 い場合をいうものではなく、抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いをい  
46 れる余地があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に  
47 判断される場合には、有罪認定を可能とする趣旨である。(司)

48 ●刑事裁判における有罪の認定に当たり、情況証拠によって事実認定をすべき場合には、  
49 直接証拠によって事実認定をすべき場合よりも高度の確信が必要である。(司)

1 ●即決裁判手続において「罪となるべき事実」を認定する場合には、同事実の存在を肯定  
2 する証拠の証明力がそれを否定する証拠の証明力を上回る程度の証明、いわゆる証拠の  
3 優越で足りる。(司)

4  
5 \*択一的認定とは？

6  
7 ・許されない根拠を2つ挙げなさい。

8  
9  
10  
11  
12 ■138■ 適正な証拠評価

13 ◎証拠評価については大別して2つの方法がある。どんな方法？

14  
15  
16  
17  
18  
19  
20 ◎分析的・客観的証拠評価をするために依拠すべき準則は？

21 ① ( ) 則 ② ( ) 則 ③ ( ) 則

22  
23  
24 ●経験則は、経験から導き出された事物に関する一般的な法則であるが、一般に承認され  
25 た科学的法則とは異なり、合理的な判断法則として共有されたものとはいえないの  
26 で、裁判官が、経験則に反する心証を形成した上で事実を認定することも許される。(司)

27  
28 ◎3種の準則では決着がつかないので、最終的な基準である合理的疑いを超えた証明の意  
29 義とあてはめが問題になる。くわしくは、【147】で。

30  
31  
32 ■139■ 証拠・証明に関する用語

33 ◎特になし。

34  
35  
36 ■140■ 証明の方式

37 ◎「厳格な証明」という概念が腑に落ちれば、さほど難しくない。

38 ◎通説における「主要事実」の範囲、すなわち「国家刑罰権の存否および範囲を示す事実」  
39 の意味をきっちり理解しておこう。刑法上の概念をあわせて復習しておこう。

40  
41 ●刑罰権の存否及び範囲を定める事実については、証拠能力があり、かつ、適式の証拠調  
42 を経た証拠による証明（厳格な証明）を要するという見解を前提とした場合、共謀共同  
43 正犯における共謀の事実には厳格な証明を要する。(予備)

44 ●刑罰権の存否及び範囲を定める事実については、証拠能力があり、かつ、適式の証拠調  
45 を経た証拠による証明（厳格な証明）を要するという見解を前提とした場合、累犯加重  
46 となる前科は厳格な証明を要する。(予備)

47 ●刑罰権の存否及び範囲を定める事実については、証拠能力があり、かつ、適式の証拠調  
48 を経た証拠による証明（厳格な証明）を要するという見解を前提とした場合、暴行事件  
49 において被告人が争っていない暴行事実は厳格な証明を要する。(予備)

- 1 ●刑罰権の存否及び範囲を定める事実については、証拠能力があり、かつ、適式の証拠調  
2 を経た証拠による証明（厳格な証明）を要するという見解を前提とした場合、勾留要件  
3 の一つである被告人が定まった住居を有しない事実は厳格な証明を要する。（予備）  
4 ●刑罰権の存否及び範囲を定める事実については、証拠能力があり、かつ、適式の証拠調  
5 を経た証拠による証明（厳格な証明）を要するという見解を前提とした場合、事後強盗  
6 事件において、被告人に逮捕を免れる目的があった事実は厳格な証明を要する。（予備）

7  
8  
9 ■141■ 証明の必要

- 10 ◎特になし。

11  
12  
13 ■142■ 証明責任の諸問題

- 14 ◎「証拠提出責任」という概念は非常にミス・リーディングなので気を付けるように。裁  
15 判所に「証明の必要があるな」と思わせるために、場合によっては証拠を出さねばなら  
16 ないことを意味するのであって、要証事実の立証のために証拠を出すものではないので  
17 注意。ここが理解できないと、混乱する。  
18 ◎「法律上の推定」の意義につき、①具体的に問題となる規定の仕方をしっかりイメージ  
19 すること。②「許容的推定」に止まるべきという説明の意味をしっかり理解すること。  
20  
21  
22